

平成21年度中国地方知事会第1回知事会議 議事録

- 1 日時：平成21年5月27日（水）14:20～16:05
- 2 場所：山口県庁 4階「正庁会議室」
- 3 出席者：平井伸治鳥取県知事
溝口善兵衛島根県知事
石井正弘岡山県知事
有岡 宏広島県副知事
二井関成山口県知事
- 4 次第 議事
 - ・平成20年度事業報告及び歳入歳出決算並びに平成21年度歳入歳出予算について
 - ・平成22年度提案書の編成について
 報告事項
 - ・中国地方知事会提案事項に対する国の措置状況（平成21年度予算）について
 - ・中国地方中山間地域振興協議会事業報告について
 - ・中国地方知事会広域連携検討会報告等について
 意見交換

〔事務局長〕 ただ今から平成21年度中国地方知事会，第1回知事会を開催致します。私，会議の進行役を務めさせていただきます広島県企画振興局の妹尾でございます。よろしくお願い致します。

早速ではございますが，本日の議事の進行についてお諮りを致します。中国地方知事会の規約上，会長が主催することとなっておりますが，会長であります広島県の藤田知事が病氣療養中のため，やむを得ず欠席をしておりますので，本日の開会のあいさつ及び議事進行は，開催県でございます山口県の二井知事さんをお願いしたいと思っておりますが，皆さんいかがでございましょうか。

異議なし。

〔事務局長〕 ありがとうございます。それでは，山口県の二井知事さんにごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔二井知事〕 本日は，各県知事の皆様方には，先ほどの会議に引き続きまして，ご出席をいただき，ありがとうございます。会長であります藤田広島県知事がご欠席でございますので，開催県ということもありまして，私からごあいさつを申し上げます。

新型インフルエンザの国内発生もありまして，皆さま方には緊張の毎日であると思っております。幸い中国各県では現在のところ，発生はしておりませんが，今回の教訓を活かし，また，お互いに連携をしながら，今後，対応していく必要があるということを思っているところでございます。

また，先ほどの会議でも申し上げましたが，景気雇用対策は現下の緊急課題であります。現在，国会において経済危機対策の補正予算案が審議をされておまして，その1日も早い成立を待ち望んでいるところでありますが，我々と致しましてもこれらの対策を活用しながら，地域経済の活性化や雇用の確保に向けて，地域の実情や住民ニーズに沿った対策を講じていく必要があると考えております。

一方で、第二期地方分権改革も正念場を迎えております。昨年、政府の地方分権改革推進委員会から第1次勧告と第2次勧告が示されました。しかしながら、3月に決定をされました出先機関改革にかかる工程表におきましては、職員の削減目標や組織の統廃合については盛り込まれないなど、政府の地方分権改革に対する熱意はほとんど感じられないところであります。

このままでは、我々地方が主役となる真の地方分権型社会の実現は、厳しい状況にあると認識を致しております。

また、今年予定をされております第3次勧告は、現在、私がプロジェクトチームの座長を務めております直轄事業負担金を含む税財政の在り方を含め、同委員会の取組の集大成となる勧告でございます。

我々と致しましては、道半ばにある地方分権改革の早期実現に向けて、委員会の勧告の趣旨に沿った新分権一括法が制定されるよう、今後とも地方が一丸となって強く訴えていかなければならないと考えております。

今日は、中国地方が抱えるこのような諸課題につきまして活発なご議論をいただき、中国地方知事会としての主張を取りまとめたいと考えております。議事進行を仰せつかりましたので、この会議が有意義なものになり、円滑に進行できますようご協力をお願いいたしまして、ごあいさつと致します。どうかよろしくお願いいたします。

〔事務局長〕 ありがとうございます。それでは、これからの議事につきましては、山口県二井知事さんに進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔二井知事〕 それでは、これからの議事の進行は私が務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず議事の1。平成20年度事業報告及び歳入歳出決算並びに平成21年度歳入歳出予算についてであります。これにつきましては、資料1のとおりであります。

その内容につきましては、既に4月14日の担当主管課長会議において審議され、了承が得られております。本日は時間の都合もありますので、この際、詳細な説明は省略をしたいと思います。何かご意見等ございますでしょうか。

異議なし。

〔二井知事〕 それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議事の2「平成22年度提案書の編成について」でございます。

事務局から説明願います。

〔事務局長〕 お手元の資料番号2をご覧くださいと思います。「平成22年度中国地方知事会提案書の作成について」の案でございます。まず、最初に基本方針と致しまして、提案書の内容につきましては、これまでと同様、第二期地方分権改革を真に実効あるものとするため、国と地方の役割分担を根本的に見直すことにより、国の関与を廃止・縮減し、地方に権限と税財源を移譲することで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めるという地方分権の考え方を基本と致したいと考えております。

2番の提案内容でございますが、まず地方の自主性・自立性を高めるために必要な制度の創設・改善や法令等の改正、さらに本来、国が政策的に推進する事業、国が責任を持って実施すべき事業や国主導

で推進すべき重要事業の促進といった事項と致しております。

なお、個々の提案における表現につきましては、基本方針を踏まえ、国から地方への権限の移譲を求める事業につきましては、税財源の一体的な移譲を求めることを基本としたいと考えております。

3番の編成日程でございますが、本日の会議で編成方針を決定していただき、この後の知事さん方の意見交換における議論を踏まえまして、提案書の原案を作成し、7月中旬頃には県知事さんにご相談申し上げ、ご了解をいただいて取りまとめてまいりたいと考えております。

2ページをご覧いただきたいと思っております。具体的な提案項目についてでございます。左側に昨年度作成の提案書の提案項目を記載しております。先月14日に開催致しました担当主管課長会議において協議し、今年度作成の提案書の提案項目につきましては、右側の欄の通り、項目の統合を図ってまいりたいと考えております。

なお、資料番号3と致しまして、昨年度の提案書をお配りしておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

〔二井知事〕 ただ今の説明につきまして、ご意見等はございませんか。

特にありませんか。無いようであれば、原案のとおりということではよろしいでしょうか。

異議なし。

〔二井知事〕 ありがとうございます。それではそのように決定をさせていただきます。なお、提案書の内容につきましては、原案ができれば各県の事務方から、知事さん方に個別にご説明をいただき、ご意見をいただきながらまとめてまいりたいと思っております。

どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、報告等の事項に入ります。まず1の昨年度の提案事項に対する国の措置状況については、資料4「中国地方知事会提案事項に対する国の措置状況について」として配布を致しております。本日は時間の都合もありまして、説明は省略をさせていただきますが、何かご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、無いようですから、2の「中国地方中山間地域振興協議会の事業報告について」でございます。昨年度の第2回知事会議におきまして、この中山間地域振興協議会について、今後の共同研究テーマや協議会の機能、組織体制などについて事務的に検討することと致しておりましたので、その検討結果も含めて協議会事務局から報告をお願いいたします。

〔中山間地域振興協議会事務局〕 失礼致します。中山間地域振興協議会事務局の島根県でございます。最初に、昨年度の知事会におきましてご指示がございました検討事項につきまして、その結果をご報告させていただきます。

お手元の資料番号は5番でございます。めくっていただきまして1ページでございます。

まず、検討に当たりましては、研究テーマにつきまして協議会の研究が行政施策に反映するよう、より実践的で全国のモデルになるような共同研究を行うべきではないか。

そのためには、協議会の果たすべき機能、組織体制などをどのようにすべきかという視点で検討を行いました。

最初に、見直しの基本認識と致しまして、研究の成果を各県の施策や市町村や地域における具体的な取組に発展させていくことが、協議会設置の意義である。そのためには、各県が共同研究の内容を十分把握し、その成果を客観的に検証した上で次期の事業計画を決定し、実施に当たっても、適切に推進状況を把握することが不可欠であるということを確認しております。

検討の結果でございますが、お手元の資料でございます。まず共同研究のテーマにつきましては、先ほど申し上げました基本認識に立ちまして、これまでの研究成果や政策の動きを踏まえ、持続可能な中山間地域の形成に向け、一つは現行テーマの発展を含め実践的な研究等を引き続き実施すること。

二つ目は、長期的視点に立った産業対策などの調査検討を今年度から新たに実施していくこととしております。なお、21年度の具体的な研究テーマにつきましては、後ほど若干触れさせていただくと致します。

次に組織体制についてでございますが、先ほどご説明いたしました研究テーマなど、事業計画の立案や成果の検証などを適確に行うため、総会機能の充実を図っていくこととしております。中山間地域研究センターには、今まで事務局として、また研究機関として努力してきていただいたところでございますが、今回の見直しの基本認識を踏まえまして、総会、これは5県の担当課長とセンターの所長で構成するものでございますが、その総会の機能を更に充実させていくために、事務局を会長県の担当部局内に移し、研究センターを協議会の共同研究機関として位置付けることと致しました。

その上で、新たに実施します産業対策等の調査検討につきましては、各県担当課により検討し、取り組んでいくこととしております。知事会からご指示のありました検討結果につきましては、以上でございます。

次に、事業報告、事業計画についてご説明をさせていただきます。お手元の資料の2ページ目でございます。20年度におきましては、共同研究の実施概要にございますように5県それぞれにおきまして、対象地域を設定致しまして実践的研究を行ったところでございます。

次に3ページでございますが、共同事業と致しましては、その実践研究に合わせまして各地域で交流研修会を実施致しました。

次に21年度の事業計画等でございます。3ページの下の方でございます。実施方針の3行目からございますように、協議会のあり方検討を踏まえ、事業実施に当たりましては、事業内容及び事業経費について、総会等において十分検討することとしておりますが、テーマと致しましては、まず一つが、現行テーマを発展させたものとして、集落を越えた基礎生活圏の運営プログラム。捲っていただきまして、直面する課題対応と致しまして、集落危機緊急対応プログラム。

また、長期的な戦略対応と致しまして、都市との共生プログラム。これらを検討することとしております。

また、今後の法整備の動向等を考慮し、必要に応じてプログラム化を検討するものと致しまして、一つは土地活用プログラム、また次期過疎法・中山間直接支払制度の現場活用プログラムを検討することとしております。

共同事業につきましては、4ページの下の方でございます。集落支援員とか自治体職員等を対象としました、人材育成共同研修プログラム。あるいは都市部において、シンポジウム等を開催する都市への情報発信等を行うこととしております。

最後に調査検討でございますが、5ページの上でございます。持続可能な中山間地域の形成に向けて産業対策、地域所得の向上対策の調査・検討を行うこととしておりますが、テーマと致しまして農林水産業を基礎とした、産業育成のあり方等地域所得の向上対策。これらについて総会等で整理していき

いと思っております。

次に20年度の成果概要につきましてですが、お手元に資料を配布させていただいております。研究全体のまとめにつきましては、別途、協議会において分析評価を行っているところでございまして、成果概要の本編の関連部分につきましては、こうした分析などに基づいて加筆修正するなど、整理することとしております。

また、中山間地域研究センターの考察部分につきましては、協議会での今後の叩き台として示しているものでございまして、ここで用いられている用語や概念の吟味を含めまして、住民の自治の取組み、合併後の市町村の機能、あるいは各県の行政施策との関わりなど、多角的に分析・評価することとしております。

今回は机上配布に留めさせていただいております。今後、成果概要をまとめましたら、何らかの形でご報告させていただければと思っております。以上でございます。

〔二井知事〕 ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、ご意見等はございませんか。

〔溝口島根県知事〕 中国地方の中山間地域振興協議会の事業報告に関連しまして、今年度は3県から研究の派遣員を島根県の中山間地域研究センターへ、派遣していただいております。感謝申し上げます。よろしくお願いいたします。

3名の方は、山口県、これは昨年度から来ていただいておりますが、21年度から岡山県、鳥取県からも研究員を派遣いただきまして、お礼申し上げます。よろしくお願いいたします。

広島県の方は19年度、20年度、派遣をしていただきまして、21年度は中止ということでございます。いずれにしても、各県からの研究員と一緒に研究できるということは、中国5県の取組として、大変意義あるものだというふうに考えております。

それから、研究成果等につきまして若干の説明がございましたが、引き続き共同研究、実践的なものを中心にしていただきたいと思いますし、共同テーマの決め方などにつきましては、各県の担当課レベルで意見交換を効果的に行うということが大事だということで、協議会の事務局を島根県の中山間地域研究センターから、島根県の地域政策課に移管し、この機能を充実するというところでございます。

事務方の検討結果はそういうことでございますが、そういう方向がいいだろうと思っておりますので、よろしくをお願いするさせていただきます。以上であります。

〔二井知事〕 分かりました。特にありませんか。鳥取県知事。

〔平井知事〕 基本的には結構だと思いますし、我々もこの度研究員を派遣させていただきましたので、よろしくご指導いただければと思います。

今後の話の中で、次期過疎法とかに現場活用プログラムというようなお話がございました。過疎法は、これからモードチェンジしなきゃいけない時期になります。この中国知事会としても、先ほどの提言の案の中にありましたけれども、新過疎法に向けて共同で提言していこうということでもあります。

その際、何が本当の中山間地域について、こういう研究を通して、これはやはり新しいソフトメニューを作ってもらえば必要があるとか、例えば我々の感覚で言いますと、デジタルデバイドの問題であるとか、特にデジタル放送が始まりますけれども、これが入らない地域は、恐らく今後、お嫁さんは来なくなるだろうと、このように思いますので、そういう問題とか、あるいはバス路線の問題であるとか、結

構こうした研究を通して浮き彫りになってきたことがあると思います。

ですから、是非これから秋にかけて提言の方をまとめるようでありますので、中国知事会としての提言の中に、研究成果の中でこれは是非やるべきだと、新しい制度だけでも、是非要求しようというものを積極的にこの研究の中からあぶりだしていただきたいと思います。

それから、あと実際に中山間直接支払なども通じて、これはいいなというモデルをそれぞれの県で共有してプロジェクトにあてていくようなリーダーシップも、新しい協議組織の中で作り出していただければと思います。大体、課題は共通していると思います。そのノウハウを、分かっているようでお互いのことは知らないものですから、その研究の成果を活かした指導の方にも、研究員も派遣していることとございますので、活用していただければと思います。

〔二井知事〕 他にございませんか。これまでセンターの方で事務局を務めていただいたのが約10年ですが、大変ご苦労さまでした。これから新しい事務局として、鳥根県地域政策課の方でやっていただくことになりましたので、是非、鳥取県知事からお話がありましたようなことも含めて取りまとめをしていただくようお願いをしておきたいと思います。

先般の知事会でお願い申し上げましたように、これまでの成果を活かしていくということが大変大事ですから、お互いに共有化をしながら、具体的な施策として良いものはお互いに情報交換しながら、具体的な施策として活かされていければ、大変ありがたいと思いますので、どうかこれからもよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

〔溝口知事〕 追加で申し上げますと、過疎法の継続といえますか、新しい過疎法。それは政策の枠組みの話でありまして、それからもう一つ、中山間センターで色々研究して、どういうことを実際にやればいいのか。

これは共同研究としていろいろ具体的に出てきます。これはこれでやっていきますが、今度は政策の話になると、政策の枠組みということになりますので、これは知事会のベースでやりませんといけませんので、これまでも中国5県の知事会の提案とか、あるいは中四国でやってまいりましたけれども、そういうものにつきましても、早めにこういう具体的な枠組みを新しい過疎法の中に入れるべきだというような提言を、我々として、していかなきゃいかんと、そういう研究も、我々もしておりますけれども、また5県の県庁の担当課ベースでもよく話をしてもらって、具体的な提案を作ってもら。これは大事なことじゃないかと。

それから、来年の通常国会ということに、多分なるでしょうから、年末に向けてちゃんとスケジュール感をもって対応していかなければならないと思っておりますので、また一緒に5県でやってまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

〔二井知事〕 その点について、ご意見がございますか。

では、新過疎法の関係もよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは、続きまして「中国地方知事会の広域連携検討会の検討状況について」、事務局から報告をお願いします。

〔事務局長〕 お手元の資料番号6「中国地方知事会広域連携検討会検討状況」によりまして、ご報告いたします。

まず第1ページの1,「広域自治体のあり方に関する調査研究」につきましては,後ほど資料番号7でご報告をさせていただき,ご協議いただきたいと思いますので,説明は資料番号7の方でさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。続きまして7項目の検討状況及び今後の取組についてでございます。まず,最初に「公設試験研究機関における役割分担」についてでございますが,真ん中の欄に平成20年度検討状況を,右側の列に今後の取組をまとめてございます。平成20年度の検討状況の欄をご覧くださいと思います。広域連携に係る担当者会議の開催,協力体制の構築に対する取組,共同研究を行ってまいりました。

今後の取組でございますが,継続課題の着実な実施に取り組むとともに,広域連携に取り組む関係機関との役割分担・情報交換のもと,更に効率的な研究成果の実現に取り組んでまいります。

3ページをご覧くださいと思います。上段の2,「県立大学の連携」につきましては,各県の県立大学が,公立大学が法人化したことを踏まえ,平成20年度は今後の取組の方向性について,各県と意見交換を行い,引き続き中長期的視点に立ち,県立大学の連携方策について,県の関与のあり方も含め,検討を進めることと致しております。

下の段の「情報通信システムの共同化」につきましては,平成20年度は7月及び2月に検討会を開催し,情報システムの共同化に向けた各研究テーマに沿った協議を行っております。今後は継続審議や更なる検討が必要となったテーマについて,引き続き協議を進めるとともに,情報システムの共同化に向けた具体的な連携内容を検討することと致しております。

4ページをご覧くださいと思います。4番目の「DV対策の連携」についてでございます。中国5県のDV担当課長及び婦人相談所長会議を開催し,各県のDV対策の現状とDV関連事業などについて,情報交換を行いました。今後は定例的な開催は予定していないものの,必要に応じ臨時に会議を開催するなど,引き続き情報交換を行っていくこととしております。

5ページをご覧くださいと思います。「子育て応援パスポート事業の広域事業展開について」でございます。各県ともそれぞれに事業を開始している中で,対象年齢や対象者の確認方法が各県で異なるため,当面実施方法が似通っている県において,広域連携に向けた協議を行いました。今後も引き続き,効果的な広域連携のあり方について検討していくことと致しております。

6ページをご覧くださいと思います。「広域地方計画策定検討」についてでございます。中国圏広域地方計画の策定に向け,平成20年8月に中国圏広域地方計画協議会が設置され,広域地方計画の策定が本格しており,協議会の開催前などに5県,政令市,中国地方整備局による意見交換会を6回開催致しました。今年度も,5県による広域地方計画策定検討会議や5県,政令市,中国地方整備局による意見交換会を開催し,中国5県連携して計画策定に取り組むことと致しております。

7ページをご覧くださいと思います。7番目の「中山間地域の医師確保対策」についてでございます。昨年10月に5県の担当者会議を開催し,各県における医師確保対策の取組や5県による連携方策について,情報交換を行ったところでございます。本年度も引き続き,担当者会議の開催などによりまして,情報交換を行うとともに,連携した取組などについても検討していくことと致しております。

終わりになりますが,8ページをご覧くださいと思います。新たな連携項目についてでございます。平成20年度第2回の知事会議におきまして,中国5県が連携して新型インフルエンザ対策に係る情報共有や,国に対する要望活動を行うことについて合意が成され,20年度は各県の取組状況についての情報共有や意見交換を行ったところでございます。

21年度からは,この中国地方知事会広域連携検討会に位置付け,連携を図っていききたい旨,鳥取県

からご提案がございましたので、異存がなければ広域連携検討会の新たな連携項目として追加致したいと考えております。

なお、先日の中四国サミットで今回の新型インフルエンザの発生を受けて、中国四国9県での連携について事務的な調整を行うことで申し合わせが行われており、現在、危機管理意識の共有や情報の共有、既存マニュアルの活用などの連携方策について、各県との調整を行っているところでございます。以上でございます。

〔二井知事〕 ありがとうございます。今、新型インフルエンザ対策の推進について話がありました。去年の11月に提案があり、検討していこうということが合意をされたということですが、具体的に国内で発生を致しましたし、後ほど、これについては協議をする場があると思いますが、今回新たな検討会の検討項目として追加をするということも含めて、ご意見があればお伺いしたいと思います。

〔平井知事〕 今、二井知事の方からお話がありましたが、先般私の方から申し上げたものですから、もう1度補足をさせていただきたいと思います。こういうふうに事務局の方で取り扱っていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

ただ、これからどういうふうに発生が展開するか分かりません。そういう意味で、先般、一つの例として申し上げたのは、PCR検査のような、それぞれの県の容量が限られているものについて、災害の相互応援協定のように、もし可能な場合、その時に話し合っ可能な場合は応援も考えるとか、そういう心構えだけ了解していただければ、あとは実際に発生した時にお互いに話し合えばいいのではないかと思いますし、こういう共同体制について引き続きテーブルを持っていただくことをお願い申し上げたいと思います。

もう1点、これは別件でございますが5ページで、私もこれを拝見してちょっと気恥ずかしく思いましたけれども、子育て応援パスポート事業について、県境を越えた連携が始まっている訳でありまして、溝口知事のところに、私共もお世話になりまして、両県の連携をさせていただいております。ただ、一番最後に書いてありますが、鳥根、岡山の協賛店舗連携では鳥取県を含めるのが自然ではないかと、こういう認識も書かれていまして、私もそうではないかと思っております。

これは早速、もしよろしければ、我々の方の福祉関係の部局と岡山・鳥根両県にも改めてお話をさせていただくべきかな、特に岡山県さんとの相互乗り入れがあれば、3県の連携ができるということもできません。これは早速、テーブルを作らせていただきたいと思います。

〔二井知事〕 今の子育て応援パスポート事業の関係ですが、岡山県知事さん、どうですか。

〔石井知事〕 私も詳細の報告を受けていなかったのですがけれども、共通する分野で連携ができるところもあると思いますので、是非岡山県としては、鳥取県さんとの連携、協賛店舗が非常に多いということとは一番関係が深いと思いますので、そういう方向で鳥取県さんにも入っていただいて、連携を深めていくということは大変有意義だと思います。事務当局の方にも検討するよう、話をしておきたいと思っております。

〔二井知事〕 その他にございませんか。でしたら、新型インフルエンザ対策の推進について、新たな連携項目に入れるということでご了解いただきましたので、その方向で進めさせていただきます。

パスポートの関係は、話がありましたとおりですから、よく協議をお願いしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。広域自治体のあり方に関する検討会議での、これまでの議論の概要について事務局から説明願います。

〔事務局長〕 それでは、5県の担当局長によります「広域自治体のあり方に関する昨年度の調査研究結果」を報告いたします。資料番号7をご覧いただきたいと思います。

1ページで調査研究の趣旨及び今年度のテーマをご説明いたします。今回の調査研究は、下の枠内に参考としてお示ししております、平成19年度の検討結果における課題の中から、緊急性が高い第二期地方分権改革を中心的テーマとして取り上げまして、その推進課題や必要な対応方策について、各県で分担しながら検討・整理をいたしたものでございます。

具体的には、その上の枠内にございますとおり、国からの権限移譲及び国の出先機関の受け入れのあり方、分権時代に相応しい国と地方の税財政制度のあり方、さらに地方分権改革の住民へのメリットの3テーマでございます。これらにつきましては、まず2ページから6ページにかけて、テーマごとに検討の論点と経緯をまとめております。なお、テーマの一つ、分権改革の住民へのメリットにつきましては、6ページの図によって整理しておりますので、ご説明を致したいと思います。

中ほどの地方分権が進むと書いてある下向き矢印から上の部分は、左に従来型の中央集権型システム、右に地方分権型システムを配置しまして、改革効果を具体例で示しております。これらの事例をまとめる形で、「地方分権が進むと」の矢印の下の部分に、住民の利便性の向上、住民サービスの質の向上、受益と負担の関係の明確化、行財政運営の透明性の向上の四つのポイントと、地方自治体が自由度を拡大し、さらに自らの責任において行財政を運営するという理念を示しております。

7ページから、今後の地方分権改革の推進に当たってと題し、改革の方向性をまとめておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず第1で地方分権改革推進委員会及び国の今後の動向について、整理しております。今年度はご承知の通り、年内に委員会の第3次勧告と政府の改革大綱、年度内に政府の地方分権推進計画が決定される予定でございます。次に2の「検討課題に対する改革の方向性」が現在の状況を踏まえまして、この改革の実現性を高めていくため、今後、委員会や政府に対して具体的な審議、検討を求めていく必要があるものについてまとめた部分でございます。

詳細のご説明は省略させていただきますが、まず国から地方へ権限移譲に関する方向につきましては、8ページから11ページ中ほどにかけて述べております。ここでは、国と個別協議が停滞状況にある直轄国道、直轄河川の権限移譲と出先機関改革に係る工程表では、実質が先送りされて改革大綱に向けた課題が多い、国の出先機関の権限移譲の二つに分けて、詳しく整理を行っております。

次に、地方税財政制度の改革に関する方向性についてでございますが、11ページの中ほどから16ページにかけて述べております。ここでは、第3次勧告に向けて、税財政制度の議論が進んでいる状況を踏まえまして、地方の担う事務と責任に見合った地方財政制度の構築や税源配分の見直しの一体的検討などの視点に立って、国庫補助負担金改革、地方交付税及び税源移譲のそれぞれについて整理を行っております。

また、以上の各テーマの検討結果に加えまして、16ページの3には、追加課題を2点、整理を致しております。具体には、(1)で基礎自治体への権限移譲の法制化に当たっての基礎自治体の意見の反映。17ページの(2)の欄で、義務付け・枠付けの見直しについての考え方でございます。

今後の検討課題でございますが、18ページをご覧いただきたいと思います。まず、第二期地方分権

改革は、今が正念場でございますので、我々が目指します改革の方向性に沿った審議や検討が行われるかなど、その動きを注視しつつ、引き続き、議論や検討を深める必要があること。

また、道州制についても、道州制ビジョン懇談会をはじめ、経済界や政党レベルでの議論も加速していくと考えられることから、下の枠の平成19年度に整理した道州制に抜けた検討課題についても、積極的な議論が必要であることの2点を挙げております。

今年度の調査研究は、この課題認識のもと、ご意見を踏まえまして、今後部局長会議で具体的なテーマを決定し、検討してまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

〔二井知事〕 ありがとうございます。ただ今、説明がありましたが、今回の研究報告に盛り込まれた内容に対するご意見、あるいは新たに今年度検討すべきテーマにつきまして、ご意見があれば頂きたいと思っております。

〔石井知事〕 これから先、検討すべきテーマとして、一つご提案申し上げたいのですが、今回このように3項目につきまして調査研究していただきましたことを、担当の方々に、改めて敬意を表わさせていただきたいと思っております。その上で、昨今の地方分権改革を取り巻いている状況でございますが、二井知事のごあいさつの中にもありましたが、地方分権ということが取り上げられることが、非常に少なくなって、議論が盛り上がり欠けているという、そういう面において我々今地方自治に携わっている者から見ると、地方分権の推進につきましては、非常に厳しい状態になっていて、それは経済雇用情勢が非常に厳しいので、まずはそれが先だとか、あるいは今、とりあえず新型インフルエンザ対策が緊急の課題であるといったようなことで、そちらに政府が忙殺されているといったこともあろうかと思っておりますけど、しかし、中長期的な観点から、この分権改革というものはしっかりとやっていかなきゃいけないということで、改めてそのことを我々が確認し、国に対して強く主張していかなければならないと考えておりますし、また、地方分権改革、更にはその究極の姿ということで、今回も表現されておりますけれども、道州制の議論というものも、当然これから国民的議論が展開されてくるということは間違いないと思うわけでありませう。

そういった中で、先ほど申し上げた分権改革の山場を迎えております第二期改革の動向を踏まえた上で、具体的に申し上げれば「分権型社会における基礎自治体のあり方」、この調査研究ということをして、是非やるべきではないかと思っております。と申しますのも、市町村合併が相当程度進捗を致しまして、そして地方分権の受け皿としての体制整備が図られてきたわけでありませうけれども、しかしながら、その合併による効果というものが周辺部まで及んでいないとか、あるいは小規模市町村における、いわゆる行財政基盤の脆弱性、こういったことがまだまだ課題としてあるわけでありまして、そういった中で、その基礎自治体に対しまして、いわゆる水平補完なのか、垂直補完なのかと、こういった議論もあるわけでありませう。

我々都道府県レベルでは、垂直補完というよりは、やはり水平補完というものを基本に考えるべきではないかということをして議論しているわけでありませうけれども、しかしながら、依然として、やはり都道府県から垂直補完をすべきだ、あるいは道州制を検討する際にも、一部の地域においては、国の方が直轄で補完をすべきだという議論も、やはり一部国の方において出てきているということをして仄聞しているわけでありませう。

そういった中にありまして、我々は近接性、あるいは補完性の原則に従って、基礎自治体というものを地域における相互行政の主体として、位置付けていかなきゃいけない。

そして、この行財政能力を高めていくと、こういうことが重要であると考えておりました、そういう観点から、広域自治体からの更なる権限とか、あるいは財源の移譲の問題、あるいは広域連携のあり方といったことなどを具体的に検討致しまして、この分権型社会における基礎自治体のあり方というものを提示をしていただくということが、大変重要ではないかと思えます。

こういったことを通じて、中央分権改革のあり方とか、あるいは道州制の導入につきましては、市町村の皆さんが慎重なご意見というものが相当出ているわけですが、こういったことに対しましても、我々の方から一つの方向性を提示することができるのではないかと考えておりますので、私の方から提案ということで、皆様方にお諮りをさせていただきます。

〔二井知事〕 今の岡山県知事から「今後の分権型社会における基礎自治体のあり方」についても、検討したらどうかというご提案がありました。これについてはご意見等がありましたらお願いします。

〔平井知事〕 多分、もう近々まとまる地制調でも、この話は一つのテーマに加わってくるのではないかと思いますので、研究テーマとすることに賛成をいたしたいと思えます。

それについては、幾つか地域のバラエティーの問題が若干あるのかなと思っています。と申しますのも、我々のような小さな自治体の場合、県の場合、市町村との関係はかなり近いものになります。ですから、例えば道路行政だとか、税務行政だとか、行政領域によっては、むしろ県と市町村で共通化して、共同処理のようなこともあってもいいのかな。これは垂直補完ということではなくて、共同化というような、そういうような視点もあってもいいのではないだろうかと思っています。

京都府なんか、税務行政を市町村と県とで共同化しているような例も出始めていますので、ある程度緩やかな、画一的でない自治制度というものも念頭においた研究もあっていいのではないかと思います。

ただ、私も石井知事と問題意識は一緒だと思うのですが、国が直轄でやるような意味での垂直補完。これは絶対に、断固排除しなければいけないと思えますし、自治を放棄するに等しいものでありますから、こういうものについて警鐘を鳴らすという、そういう研究も必要ではないかと思えます。

あと、別のテーマになるかもしれませんが、それは、今から今年の秋にかけて必ず総選挙があると思えます。各党はマニフェストを掲げて戦うということになります。我々はこの研究を、選挙を跨いで続けていくことになるのだと思えます。ですから、政治体制だとか政権構想を横にらみしながら、機動的にこの研究について向かっていくべきではないかと思えます。

特にちょっと心配なのは、道州制について今の与党と野党では議論が分かれています。与党の方は比較的賛成ということでありますが、ただ若干、中で温度差が出てきているかなと思っています。野党の方は、道州制はむしろ不要であると。そして全国を300の基礎自治体に再編成し、それだけでいいのではないかという議論をされています。

過渡的には都道府県の相殺も必要かなと、こういうニュアンスも出ているのですが、正直はつきりしません。もし政権の交代などがあって、基礎自治体の300だけでいいという議論が、世の中走り出したとしますと、これは江戸時代と同じように、実態としては極端な中央集権制になるのではないかと、それを危惧するものであります。300ユニットに対して、一つの中央政権であれば、これは支配力は拡大に高まりますので、自治的な運営が難しくなるだろうと思えます。こういうようなことを考えますと、選挙が囁かれる時期でございますので、研究内容については、タイムリーに会長なり、あるいは幹事間での話し合いなりで、テーマを設定することも認めていくべきではないかと思えます。

〔二井知事〕 ありがとうございます。他にありませんか。よろしいですか。

〔有岡広島県副知事〕 賛成です。今、平井知事からもお話がありましたように、画一的な進め方ではなくて、バリエーションを伴う。やはり規模とか事務の内容によって考え方は違うと思います。それと一つ、少し違う次元の話かもしれませんが、国と基礎自治体との関係というのは、今、危惧すべき事態にあると思っています。典型的なのは直接の補助。財政的に直接関与していくというような事態も出ておりますので、そういったものも合わせて研究していけばいいんじゃないかと思っています。

〔二井知事〕 ありがとうございます。では、島根県知事。

〔溝口知事〕 研究の関連について言いますと、基礎自治体といっても、今、議論がありましたように、100万人を超えるような基礎自治体もあるし、数千人のレベルもあるので。

だから、それによって対応は色々なことで違うんだと思うんです。そういう違い、特にこの中国地方などは、中山間地域なども抱えておって、基礎自治体として自立が非常に難しいところがある訳で、結局、一般的な財源調整では無理な場合もある。

例えば、過疎法のような、特別な法体系で支援をすとか、あるいは交付税の措置だけでは再建がなかなかうまくいかないの、言わば補助金でそういうところに補助する、こういう、新しい動きをどういうふうに基礎自治体の中で考えていったらいいかというのは、必要なテーマだと思います。難しい問題だと思います。よく勉強する必要があると思います。

〔二井知事〕 ありがとうございます。それでは、先ほど岡山県知事からご提案がありましたように、基礎自治体のあり方、ただ基礎自治体のあり方だけではなくて、鳥取県知事からも話がありましたように、我々としては、2層制なのか3層制なのかということが、やはりまだありますから、道州制は必要なのだという前提で整理をした上で研究をするということで、皆さん、よろしゅうございますか。その辺をきちんと、道州制が必要なんだ。それでなければ、先ほど話がありましたように、益々中央集権型の社会になっていくということで、道州制が必要なんだという前提の中で基礎自治体のあり方を、色々な意見がありましたから、多面的な形でこれから議論をしてまとめていくという方向ということでよろしゅうございますでしょうか。

はい。

〔二井知事〕 では、そういうことで、また事務局の方でよろしくお願い致します。

それでは、予定をしておりました議事、報告事項につきましては、以上であります。

続きまして、意見交換に入りたいと思います。今回の知事会議に当たりまして、各県に共通する課題などに関して、国等への共同アピールを取りまとめることにつきまして、事前にご提案をいただいております。本日はこれらの提案につきまして意見交換を行い、可能な限り取りまとめを行いたいと存じますので、皆さま方のご協力をよろしくお願い致します。

それではまず、「地域経済の活性化と雇用の確保等について」であります。この件につきましては、鳥取県からご提案をいただいておりますので、鳥取県からご説明をお願いいたします。

〔平井知事〕 このアピールを用意させていただきましたが、恐らく皆さまの県におかれましても、現在、予算編成作業で頭を痛めておられるのではないかと思います。鳥取県も、来る6月議会に総額304億円の予算を提案しようと、現在最終調整をしておりますけれども、国の方は5月13日に経済対策、雇用対策を含めて、予算案が衆議院を通過をしました。国会は審議が続いている中でありまして、なかなか動きが取りづらい状況にあります。

それから、その中身につきましても、従来から各県から寄せられていますけれども、使いづらい面があるのではないかと。こういう指摘もあります。そこで、この機会にアピールを、現在国会の審議が続いておりますけれども、行わせていただいております。どうだろうかと思っております。

一つ目としては、経済危機対策を早期に実施してほしい。国会の審議も色々と報道されていまして、例えば金融機関対策など法案の修正なり何なりを考えるという報道も出始めていますが、どうも本体の我々が、地方の予算を組むようなところには影響しないのかなと思って見ております。ただいずれにしても、速やかに意思決定をしていただく必要があります。

と申しますのも、各県とも議事を終えてしまいますので、少なくともそれまでには決めてもらわないと、後で修正があったときに動きが取れなくなってしまうということになります。その意味で必要な手続きを、スピード感をもって実施に移していただきたいということ。

それから、色々な基金が出てきてまいりまして、これで条例を作らなければなりませんし、予算立てをしなければならぬので、額を決めなければいけません。そういうことになりますと、省庁によっては十分な情報提供は成されていない訳でありまして、今もって何ら示されていない省庁もあります。従いまして、国会での審議の状況ということはあるでしょうけれども、地方の現場の側の意見に立って、必要な情報を積極的に提供するように求める必要があるのではないかとというのが1番目です。

二つ目としては、地方の実情に配慮しながら、創意工夫できるような仕組みにしなければいけない訳であります。現在、例えばかつて成立していましたが雇用関係の基金については、使いづらいという議論がこれまでもありました。こういうものを緩和してほしいというのが、この考え方です。ページが次のページにまいりましても、同趣旨とありますが、公共投資の臨時交付金について、これも地方負担の軽減や地域への活性化に資するような効果、かつ効果的活用には十分配慮した柔軟な運用ができるようにしてもらいたいなど、基金を作ったり交付金を作ったりしますが、使い勝手の良いものにしてくれということになります。

3番目と致しましては若年労働者が今、非常に内定を得るのに苦しんでいます。新卒の、高卒・大卒とも厳しい状態になってきております。また、非正規雇用職員の問題も残っている訳でございます。こうした若年労働者対策についてもアピールをする必要があるんじゃないかとというのが3点目です。

4点目と致しましては、雇用の安定を図る法制度ということで、派遣労働法の審議が宙ぶらりんになっておりますが、これも労働者法の観点に立ってしっかりとした検討を行ってまいりたいということを述べるべきではないかと思っております。

5番目と致しまして、雇用のミスマッチでありますけれども、単にハローワークが扱う分野だけでなく、農林水産業分野など、色々な分野がある訳でございます。省庁が分かれる訳であります。農の雇用事業など、まだ使い勝手が悪いところなどが見受けられます。

それから時期的な問題もございまして。こうした雇用のミスマッチ解消対策についても、我々としての現場の意識を述べてはいかかという観点で、アピールをお願いしたいと思っております。

〔二井知事〕 ありがとうございます。これにつきまして、ご意見がありましたらお願いをしたいと思います。岡山県知事。

〔石井知事〕 鳥取県さんにおかれましては、原案として提示していただきました内容でございますが、私どもとしてはこの案で結構だと思います。賛成させていただきたいと思います。とりわけこの中で、私も同感に思うのが、最初のところの各章において、どこの県も同じだと思うんですけど、各省庁の制度概要とかそういう各種の情報がまだ固まっていない交付金要綱とか、今だ出ていないという省庁がありまして、皆さん非常に苦慮されて、この6月議会に全部が全部出せるのかということで、悩ましい事態になっていると思うんですけど、これだけの経済が厳しい情勢ですから、やはりスピード感を持ってやってもらわないといかんということを、しっかりと私はアピールすべきだと思いますけど、そのことをしっかりとこの文言の中に入れていただいておりますので、これはこれで結構だと思います。

また、特に2のところ、これも入れていただいておりますけれども、今回の交付金事業、なかなかです、複数年度事業ということで、各地方においては、切れ目のない対策をしていこうとなると、当該年度だけで終わらずに次の年度、あるいはその次というようなことで、一部基金という事業も、今回は相当数あるようでございますけれども、この臨時交付金事業につきましては、同じように基金への積み立てを認めてもらい、複数年度事業への充当を可能にしてもらうようにということは、やはり強く言わないと、この点がちょっと今のところ、まだ我々地方の声が届いていないような情報も入っておりますけれども、一致団結して、この点は強くアピールをしていきたいと思っておりますので、この点も記載をさせていただいておりますので、このアピールでよろしいのではないかと思います。

〔二井知事〕 島根県知事さん。

〔溝口知事〕 私もこの案で、賛成であります。

〔二井知事〕 有岡副知事さん。

〔有岡副知事〕 これで結構でございます。

〔二井知事〕 私も原案のとおりでいいんですけども、ただ若干気になるのが、後ほどまた意見が出るかも分かりませんが、46基金があるわけですけども、その中で調べてみると、32の基金が市町村や各種団体が事業主体になっている。

従って県を通さないでいく基金が、これもかなりあるのではないかという気もするんです。だから、まだ情報がきちっと出ていませんから分からないんですけども、やはり地域の中での経済対策ですから、やはり連携を取ってやらないといかんということになると、県で色々な形で調整をするということも必要になってくるのではないかなという点が、ちょっとこの予算の中で気になるなというのが一つ。

それから、これは当面对策として出されているわけですけども、例えば農林業、農林水産業とか介護、福祉というのは、安定的に今後も続けていかなければならない施策というものもあるのかも分からないので、これは実際に予算が通って執行段階で、やはりこれは恒常的にやるべきだというのがあれば、むしろ恒常的にやるべきだということも、今後、訴えていかななくてはいけないということがあるかも知れないなというのが、ちょっと気になるところだということだけ、申し上げておきたいと思っております。

それでは原案のとおりということで、進めさせていただきます。ありがとうございました。

それから、次が広島県より「第二期地方分権改革の着実な推進について」、ご説明をお願い致します。

〔有岡副知事〕 それでは、ご説明を申し上げます。第二期地方分権改革の推進に当たりましては、国と地方との役割分担を抜本的に見直した上で、その役割分担に応じました国から地方への事務権限、あるいは税財源の移譲を一体的に行う。そのことによって、地方の自主性、自立性を高めることが不可欠だというふうに考えております。こういった考えを踏まえまして、この度提言するものでございます。

大きく5項目ございまして、内容については十分ご存じかと思えますけれども、まず1につきましては新分権一括法に向けた国と地方の役割分担の見直しということを掲げております。

特に一般国道と一級河川の直轄区間の移管。これは難航しておりますけれども、これについても触れさせていただきます。

それから、2の国の義務付け・関与の廃止・縮小でございますけれども、これもご案内のとおり、国の関与を存置するメルクマールに該当しないと判断されたものが約4千条項ございますけれども、これにつきましては原則、廃止を基本に見直しを進めるよう求めるものでございます。

それから、3の国の出先機関の抜本的な見直しでございます。これは、先ほど二井知事からもお話がございましたけれども、2次勧告で示されました総合出先機関の創出につきましては、真の分権型社会の構築に資するのかどうかと、これは大変疑問に感じているところでございまして、これについても十分な議論を進めるということが必要であることを申し上げております。

それから、4の国庫補助負担金の廃止・縮減と地方への権限移譲等に伴う適切な財源ということでございます。これは、国庫補助負担金につきましては、原則廃止での見直し、当然それと同時に税財源移譲を一体的に行うということをお願いしております。

それから、5の直轄事業負担金の見直しでございますけれども、これはまさに今ホットな話題かと思えますけれども、これにつきましては、地方分権改革推進委員会の意見書、あるいは全国知事会での議論、二井知事の方に取りまとめをお願いしたところでございますが、こういった内容を踏まえました提案としているところでございます。以上でございます。

〔二井知事〕 ただ今のご提案につきまして、ご意見等はございませんか。

〔平井知事〕 特に、内容、文言的にはまったくこの通りでいいと思います。一つだけ、ここで皆さんにもお諮りというか、ご相談申し上げたいと思えますのは、直轄事業負担金であります。これは二井知事が全国知事会でも中枢になって取りまとめいただいております。その内容がここに、まさに書かれています。我々としてはこれをしっかりとアピールするべきだと思いますが、今後中国各県としてきちんと足並みを揃えていく。

やはり、私が恐れておりますのは、全国知事会の時にも申し上げたのですが、個別の県と国との交渉になってしまいますと、どうしても切り崩されてしまったり、せつかくの頑張りが萎えてしまったりということになると思います。ですから、まずはその用途を明確にしると、ちゃんと中身をこと細かに示して、議会でも説明できるようにしると、それがまず、第一だと思いますし、その上でこういう経費は、例えばちまたに言われておりますのは退職金だとか、あるいは事務所の建て替えの経費でありますとか、恒久的な堅固な建物ではないかとか、やはりどうかというものもあると思うのです。

そういうものは、これは払いませんよというのを、最終的には知事会でメルクマールも創られるだろ

うと思いますが、それをお互いに了解をしようじゃないかと、多分なってくるだろうと、これは夏ごろまでにそういう動きになってくるのだろうと思います。

それについては、我々で、それぞれの県で計算をして、あとはしっかりとスクラムを組んで交渉ごとへ持ち込む。払わないものは払わない。これを我々としても、意志統一しながらやっていくべきではないかと思います。

この直轄事業負担金は、今、分権の一番ホットな話題になっていますし、ここに都道府県の気概が試されていると思いますので、この際、中国5県として足並みを揃えて、この問題をしっかりとやっぴこうと、こういう確認をしておいてはいかがかと思います。

〔二井知事〕 岡山県知事、お願いします。

〔石井知事〕 まったく同感でございます、二井知事がプロジェクトチームの座長を務めていただいておりますので、二井知事に是非強いリーダーシップを発揮していただいて、今、平井知事からお話がございますけれども、まさにそういったことを知事会の総意としてまとめあげて、関係省庁にしっかりとぶつけてほしいと思うんです。

今月中ということになっておりますので、そのところが、どういうものが説明として関係県になされるのか。内容が、果たして我々が議会とか住民に十分説明できるようなものになっているのかどうか。そしてその中の、これもまったく同感ですが、私も今までも記者会見等で申し上げているのですが、退職金が入っていると、それから本県も堅固な建物の移転とか、事務所の中の改築だとかが入っているらしいということで、こういうものはどうでしょうかとか、あるいは省全体の技術開発研究所ですか、こういったものの費用負担まで求められるというのは、それは高度な技術研究がされるのはよろしいんですけど、それまで全部負担金としてというのはどうなんでしょうかとか、色々疑問点があるんですが、そういうところを統一して、これは明らかにおかしいじゃないかということ、やはり知事会の総意としてまとめて、是非その点は協議を整えていかなきゃいけないと思うんです。

それが一つと、もう一点はここに書いてございますが、直轄の維持管理についての廃止というものは、これは早急に来年度から、是非これは実現しなければならない。

総務大臣が、かなり理解を示していただいておりますので、これが他の大臣も是非そういうことで理解が進むように、我々が、地方が本当にスクラム組んでやりませんと、これは、ああだこうだということで、色々な圧力がかかってきますので、市町村の方にも相当働きかけが関係省庁からいつているんです。

市町村長の皆さんは、それぞれ地元の事業があつて、そういう面では、非常に厳しい関係省庁からの、いわば圧力になるようなことを言われますと、ちょっと動揺されている面があるのではないかと思いますので、こういった点は、改めてここに書いてある通りのことを確認して、大変ご面倒をおかけするわけでございますけれども、是非、二井知事におかれましては、ひとつ我々の意見をしっかりとまとめていただきまして、知事会の先頭になって、よろしくご協議を進めていただきますようお願いいたします。

〔二井知事〕 今、直轄事業負担金の見直しの関係がありましたので、ちょっとご報告方々申し上げますが、一応国土交通省と農林水産省も、今月内には内訳明細といていいのかというのが、ちょっと分かりませんが、いずれにしても出すということですから、出してもらって、皆さま方のところにも

ご照会をさせていただきますので、ご意見をいただいて、私どもとしては一つの、さっき話がありましたように、例えば退職金は入れてはいけないとか庁舎の改築は駄目だとか、あるいは国のほうの研究所は駄目だとか、そういうものを整理をして、具体的には国庫補助事業と同じ形に、できるだけもっていらいたいということを基本にしながら、その辺の排除すべきもの、そういうものを整理をして、お示しできるようにしていきたい。

これは6月の中旬ぐらいまでには、事務的といいますか、私の段階ではまとめたいと思っておりますので、そういう面ではご協力をいただいて、そして特に、やはりさっきから話がありますように、これは非常に大きな問題ですから、これを突破するためには一致結束した取組が重要ですので、まず、今回各省庁から出てきたものについても、中国地方知事会として、またご意見もいただきながら、こういう方向でいきましょうということをまとめさせていただいたら、私も大変心強く思いますから、是非そういう方向でご協力をよろしくお願いしたいと思います。

〔溝口知事〕 すみません。

〔二井知事〕 島根県知事、お願いします。

〔溝口知事〕 若干、追加的に申し上げますと、この問題は当座の議論はこれでいいと思うんですけども、注意しなければならない点があります。

例えば、負担金をなくすと、負担金を含めて事業が確保されている訳ですね。直轄事業は、基幹道路とか大きな河川の修繕とかそういうものなんです。そうすると、負担金が無くなった時に、各地方毎に必要な事業がある訳ですけども、そういう事業が遅れている県もあります。だから、事業量全体をどうするかという次の問題が、実はあるんです。今の議論は、決まった経費をいかに適正に使うかという問題です。それをやって直轄事業の負担金を無くすと、その事業費は国でどういう形で補填をするのか、あるいはもう事業を縮小しちゃうのか、それは非常に重要な問題なんです。実は、その問題はまだ議論されていない。

むしろ直轄事業の方は、都市部ではもう大分済んできた。基幹道路とか。しかし、地方部では、そういう道路の整備が行われていないから、それを先にやってくれということを私どもは言っている訳ですから、例えば、事業量が縮小するのなら、遅れた地方部への直轄事業費の国の配分を厚くするとか、あるいは全体の事業量を確保するとか、そういう大きな問題があるということをよく認識して、対応しなきゃいかん。

実は、その問題は、知事会はあまり議論をしていないんです。それは、たぶん立場が違うからなのでありましょう。

それからもう一つは、国、地方との関係で言えば、補助金を整理したら、今度は、国は財源をくださいと我々は主張している補助金の整理の話と逆の話になります。負担金を無くして、事業量は以前のままだということになると、今度は地方の財源不足は多分減る訳です。そうすると、その分はどういう影響が及ぶのか。実はそういう問題があります。

当座はこの決まった直轄事業を適正に行うように、国、地方の経費をどういうふうに分担するかというのは、技術的な問題として、当然やらなきゃいかん。これは合理的に直さなきゃいかんと思うんですが、その後の問題はよく知事会として、あるいは地方としてどう議論をしていくのか、どう考えていくのかということを入れておかなきゃいかんのじゃないかと思っています。追加的なコメントで、こ

の文書には関係ありませんけども。

〔二井知事〕 従って、この5の直轄事業負担金の見直しのところについては、維持管理費負担金を来年度から廃止する。そこまでは、とにかく頑張っていかなければいけない。そして根本的な直轄事業負担金制度の廃止の問題になりましたら、今の状態でそのまま廃止だということになりましたら、色々な問題が出てくると思うんです。

従って、国と地方の役割分担をどうして、直轄事業を減らすのか。どの程度まで減らしてもらおうのかということと結び付けて、この問題の議論を1回しないと、別にしなきゃいかんということになりますので、ちょっとこれは先の話として考えています。

〔溝口知事〕 それは、特にその時に注意しなきゃいかんのは、国と地方一般の話であると同時に、直轄事業のような大事業がある程度進んだ地域と、そうでない地域の関係をどう考えるかというのが大事な課題であるということを考えておきませんか、大きな、思わぬ影響が出る可能性があるということ。

〔二井知事〕 だから負担金問題も含めて、この後の社会資本の整備のあり方をどうしたらいいのか。その遅れている地域ですね。そういう中で、また別に議論して負担金をどうするかということで、分けて考えさせていただかないと、僕も座長としてあまりにも大きな役割と持つと大変ですから、まずは来年度の廃止のところまで、とにかく頑張っていくということで、取りあえずはよろしく願いたいと思います。じゃあ、これはこれとして、このとおりとさせていただきます。

それでは次に、岡山県から「地方税財政の充実強化について」、ご説明をお願いいたします。

〔石井知事〕 アピール案をご覧いただきたいと思いますが、地方税財源の充実強化の項目であります。ご案内の通り、平成16年の地方交付税のショックによりまして、地方財政が大変今厳しい、危機的な状況になっておりまして、都道府県におきましては、もう来年度、基金が枯渇するのではないかと、このような推計も知事会としてお示しをしているような状況でございます。そこで、この交付税を含めて地方税財源をしっかりと充実強化していただきたいということでありますけれども、そこにあります通り、景気後退によって県税が大きく落ち込んだということで、今年度の国の地方財政対策は、ご案内の通り、地方交付税等の大幅な増額ということで補填はされたところであります。

確かにそれはその通りでありますけれども、しかしその水準というものは、まだ先ほど申し上げました三位一体の改革、これによって大幅に削減される、その以前の地方交付税の水準までには及んでいないということでありますので、引き続き地方交付税等の一般財源総額の確保ということを、国に対して強力に主張していかなければいけないということが第1点でございます。

それから第2点。裏でございまして、地方税源の充実強化と偏在の是正。これもまた予ねてより知事会の方で主張しているところであります。国と地方の歳出比が4：6であるということ踏まえまして、当面は国税と地方税の税源配分を5：5とする。こういう地方税源の充実を図っていくということ。そして、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していかなければいけないということを記載しております。

とりわけこの中で、一番下の(3)でありますけれども、閣議決定されました「中期プログラム」におきましても記載がされております。地方消費税は税収の偏在性が小さく、安定的な基幹税目の一つであるということで、地方財源にふさわしい税であるということでもあります。

今後、地方の社会保障全般の増大ということが、非常にこれが我々にとりまして、財政をさらに厳しいものにしていくという要因であります。こういったことも踏まえまして、基幹税としてこの地方消費税というものを大きく充実させていく必要があると、このように考えまして、そこに案として記載をさせていただいているところであります。

以上、大きく分けて二項目であります。よろしくお願いいたしたいと思っております。

〔二井知事〕 ありがとうございます。それでは、ご意見があればお願いいたします。

〔平井知事〕 賛成いたします。それで、ちょっと強調させていただきたいのは、地方交付税について、今、お話がありましたように、この度4千億円の増額ということになっていて、地域雇用推進費など工夫のあともありまして、それはそれで評価したらいいとは思いますが、残念なのは臨財債がものすごく増えていまして、我々のところだと200億円も交付税が減って、臨財債が200億円増えている。

だから、これは結局我々が一生懸命借金を小さくする努力をしているのに、なぜか地方財政制度の故に、見かけ上、非常に悪い財政状況に地方が陥り始めたということでありまして、このことは遮断してもらわなきゃいけないと思っております。

ここに書いてありますように臨財債によることなく、所要額を手当てすること。石井知事のほうで書いていただいておりますので、これで結構なんです。この点を是非今後とも、我々も一丸となって求めていかなければならないと思っております。

〔二井知事〕 平井知事から話がありましたように、結局、臨財債で当面の措置を、何とか形を作っているというだけで、すべて問題が先送りとなっておりますので、やはりこのところは入っているの、もうちょっと強調できんかなとも思ったんですが、これで、入っていますから、こういうことでございますね。共同アピールとして、これも採択をさせていただきます。

それでは、次が「高速道路ネットワークの整備推進と道路財源の確保」についてであります。島根県からご提案をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

〔溝口知事〕 本年度より道路特定財源が一般財源化されて、用途が少し広がるわけではありますが、道路の中でも高速道あるいは基幹道というのは、産業のインフラであり、日本全国がネットワークで結ばれていないと、結ばれていないところは他の地域に比べて、非常にハンディを負うということになる訳でありまして、地方が自立していくためには、それは非常に困ることでありまして、そういう意味におきまして、中国地方におきまして山陰道等で、まだ高速道がぶつ切れになっている訳でありますから、引き続き、この高速道のネットワークの整備推進を国に強く訴えていく必要があるということでもあります。それが1であります。その中でも山陰道の未事業区間については、早期に事業化を行うとともに、新直轄方式など、地方負担軽減のための財政措置を講ずること。

それから中国横断自動車道など、事業中の高速道路について、早期の事業効果発現のために、一層の整備促進を図るとともに、完成目標を明らかにすること。

それから、次の2であります。道路財源が一般財源化されましても、道路の必要性は変わらない訳であります。地方に必要な道路整備が確実に行われるよう、次の2点に措置をお願いいたしますということでもあります。国・地方合わせて必要な道路財源を確保した上で、高速道路など遅れている地方の道路整備の実情を踏まえ、優先的にそういう遅れたところに財源を投入すること。

それから、今年度創設された地域活力基盤創造交付金は、道路を中心とする関連のその他のインフラ整備、ソフト事業も対象になっている訳でありますけれども、地方の要望をよく配慮し、地方の実情に応じた活用ができる自由度の高い制度にしてもらいたい。

それから3番目であります。少し前に国が道路の事業の見直しを色々行った訳であります。これについて色々な意見が出ている訳です。私どもは、前から道路整備の効率性の評価をしなきゃいかんということは、もちろん認めてやらなきゃいかんということではあります。現状では、非常に計数化をしなきゃいかんということもあって、ダイレクトの効果しか、この便益にカウントしていない。一つは走行時間が短縮されることによる経済的な効果。それから二つ目が、走行経費、ガソリン代だとかが安くなる経費。それから事故が減少することによる、言わば経済的な損失。この三つだけになって、非常に狭いのです。ある意味で数字に出すためにはやむを得ない措置なんですけども、実は便益は、それに留まらない訳であります。例えば、洪水などがあって、規格の低い道路が分断されるといったようなことになると、地域経済全体が麻痺するようなことが起こる訳でありますし、あるいは時間の短縮も、病人などがいる場合には、これは非常な損失といえます。起こる訳でありますし、それから道路ができることによって、産業が振興することによって、言わば間接的な効果、実は、これは走行台数なんかに反映され、見直しにも反映される訳です。そこら辺が必ずしも十分行われていない可能性があるといったことで、直接的な効果だけでなく、間接的な効果もよく考えてもらって、道路整備を行ってほしい。特に最近の国交省の見直しに関連しまして、これは我々として強く言っていく必要があるんじゃないかというように思いますので、よろしく願い申し上げます。

〔二井知事〕 ありがとうございます。これにつきましてご意見等はございませんか。特にないようですので、これは原案のとおりとさせていただきます。ありがとうございます。

以上が四つの課題についての共同アピールについてでありました。これにつきましては原案のとおり、すべてお認めいただきましたので、これによって公表をさせていただきたいと思っております。

なお、関係する省庁につきましては提案県から、各県選出の国会議員に対しては各県から、それぞれご説明をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、その他のテーマに移らせていただきます。まずは、「国が市町村や民間団体を対象に直接実施する事務事業の見直しについて」であります。岡山県知事さんから願いをいたします。

〔石井知事〕 お手元にこのような1枚紙の資料をお作りしておりますのでご覧いただきたいと思うのですが、実は、全国知事会の地方分権推進特別委員会、こちらの方で一度、発表させていただいたところでもありますし、先ほど二井知事さんからも今回の補正予算の中で基金が大変多いといった中で、一部触れさせていただきましたテーマでございます。

昨今、地方分権改革が各府省の激しい抵抗にぶつかってあって、なかなか進んでいかないという厳しい状況にあるわけでありまして、その中で、特に我々として気を付けなければいけないのは、都道府県を介さない事務事業というものが、非常に増えてきている。国の方から直接市町村とか、あるいは民間団体を対象に、直接実施する、こういう事務事業、こういったものが非常に増えてきているということに、私は強い懸念を持っているところでございまして、一つは、全国知事会の調査、これは既にご承知の通り、三位一体改革後に都道府県を介さなくなったものが、実に29件あるということが、もう既に発表になっております。我々の調査であります。

そして更に調べたところ、最近における、例えば農商工の連携事業、こういったものが国の出先機関

が直接、農業団体あるいは商工業の関係団体と連携するという事で、間に立って事業を実施していく。都道府県の意思を聴取することなく、意向を聴取することなくやっている。こういったものが生まれている。

あるいは、中小企業の地域資源活用プログラムも、地域においてこれぞという地域資源。こういったものも、やはり広域的な立場から、地域を熟知している都道府県の意見というものをしっかりと聴取した上でやっていただくならいざ知らず、直接、国の出先機関がこういうことを行っていくというのはいかがだろうかということでございます。

そこで、私ども岡山県として、さらに調査をしたところでございますが、そこにございますように、やはり今年度の事業でも、ちょっと細かくなりますけれども、例えば理美容施設の変更届出。これが県を介さずに、直接、地方厚生局がやるようなものが出てきているなど、こういうスキームのものが次々に増えてきているということ。

そして、我々、地方分権の推進ということで、それを後押ししていただいているはずの総務省の事業でさえ、例えば、地域ICT利活用モデル構築事業、こういったようなIT活用の事業なども、直接総務省が市町村の事業を採択するといったようなこととか、あるいは定住自立圏構想、これは皆さまご承知の通り、国の、県の関与はありますけれども限定的であって、1箇所採択されれば、そこに数千万円オーダーの国の支援金が行くといったようなもの、こういったものが出てきている。

あるいは耕作放棄地の再生利用、農水省の事業でございますが、こういったものを都道府県、あるいは市町村、色々な関係団体が入った協議会を作って交付金事業でやっていく。そうすると非常に責任が不明確になってくると思うんですね。巨額のお金を動かすのに、そういう別の協議会を作って受け入れてやっていくというのは、今の時代から見て、極めてこれは問題があるんじゃないかと。非常にこういったものが増えてきているというのが私どもの調査でも分かりました。

こういったことは分権改革に逆行していて、二重行政の拡大の恐れがあり、また地方の全体の実情を把握している県の意向を聴取することなく行われていることは、地方の実情が反映されない、いわば、出先機関であります国のそういう組織の温存を図っていくために、各省庁が新たに生み出した事務事業ではないかと考えます。非常にこれは地方から見たら問題だと思しますので、地方から声をあげて強く主張していかなければならないと、こういったことでありまして、今度の中国地方知事会の「国の施策に関する提案」の中に、是非とも中国5県で問題意識を共有しながら、盛り込んでいただきますようお願い致します。

〔二井知事〕 ありがとうございます。これについては、皆さんご異論はないと思います。ご意見があればお願いします。有岡副知事さん。

〔有岡副知事〕 同感でございます。実感として、いつの間にかこんなのができて、知らないうちにできているというのが実感でございます。調査結果を見て驚いているのですけれども、それと同時に不満が出にくいと言いましょか、市町村としてなかなかものが言いにくい。民間団体としても、ものが言いにくいという面があると思います。ただ聞いてみますと、大変荒削りな制度であったり、使いにくかったりということもありますので、やはり県としてこういったところを是非十分調べた上で、ものを言っていかなければいけないというのが1点です。

それと、今の例であげられているのは、国の出先なり、国庫補助金という形で国が関与する形でのお話が出ているのですが、実はこれ以外にも、国の関連する法人、独法なんかを通じて同じようなことを

やっているということもありまして、これも結構、額的には大きいのだと思うのですが、こういったものも含めて訴えていく必要があるのではないかと考えております。

〔二井知事〕 ありがとうございます。

〔溝口島根県知事〕 確かに、国から市町村に対する奨励補助であって、多くの場合モデル事業になっているんですけども、そういうモデル事業としては、どういう意味があるのか、あるいは、ほかの市町村も同じような状況にあるかもしれない中で、どういう基準で選別をするのかとか、そういうことがあまり明確になっていないケースがあります。

そういう意味で、考え方の整理を国自身がされない。かつて奨励補助金をなくそう、負担金は大事というような議論があった他方で、県を跨ぐような場合は国が関与するというのが考え方としてあるだろうと思いますけども、その場合でも、県を跨ぐ、どういう場合に良いのかとか、要するに考え方の整理が必要じゃないかという気がします。

〔平井知事〕 端的に申し上げたいと思いますが、要は石井知事もおっしゃいましたけども、権限の温存のために、地方出先機関の温存のためにやっているとしたら思えません。

全て都道府県の仕事としてもらって結構な話ばかりでありますので、断固として我々は言を発していくべきだと思います。ステルス戦闘機みたいなものでありまして、姿を隠してやってくるという、そういうものを飛ばして何とか地方分権を撃退してやろうと、こういうのが見え隠れしますので、許す訳にはならないと思います。

〔二井知事〕 ありがとうございます。これにつきましては、是非提案書の中に入れて強く国の方に要請をすべきだということで、具体的な案文については事務局の方で、岡山県を中心に調整していただきたいと思います。

あと5分ぐらいしか時間がありませんが、次は「北朝鮮による核実験及びミサイル発射について」、鳥取県の知事からご提案があります。

〔平井知事〕 まとめてやった方が良いですか。一つずつ。

〔二井知事〕 まとめても良いですよ。新型とですね。

〔平井知事〕 分かりました。時間がないので、ちょっと鳥取の方から、緊急にアピールをすべきではないかというのを、まず2点申し上げたいと思います。

一つは、北朝鮮が核実験を行いました。これは現在オバマ政権が核軍縮へ向かおうとしている、その時流に逆行するものでありまして、断じて許す訳にはならないと思いますし、中国地方は被爆地でありまして。鳥取県でも485人の被爆者がいると、そういう状況であります。ですからこれについては知事会として、我々の意思を政治的にも鮮明に打ち出すべきだと思います。

あと、合わせて、またの段落にございますが、拉致問題も我々の地方でも起きている訳でございますので、こうしたものもなおざりにされないように、合わせてアピールを行っていただきたいというのが、第1点の「北朝鮮による核実験等について」のアピールであります。

あともう1点は新型インフルエンザ対策につきまして、これもアピールを行うべきではないか。現在、実際には兵庫、大阪府を中心とした浸透が進んでおりまして、やや鎮静化には向かい始めているという情報ではありますけれども、まったく予断を許しませんし、海外からの帰国者で次々発生をしている状況であります。

細かいことをここにいろいろ書いてございますが、例えばマスクだとか消毒薬などが足りないという話があるので、国で責任を持ってそうした物資の安定供給を図るべきではないかとか、あるいは今後のことと言えば、一番最後、ちょっと端折って申し訳ありませんが、6番にありますように、次の山は今度、秋以降にくると思います。今は今で対処しなければいけませんので、2～5番で書いているようなことが大切であります。次の山2に向けた対策も考えなければならぬ。今度は新型インフルエンザと合わせて、通常型のインフルエンザが流行するということになります。この時にどういうふうに現場として対処すべきなのか。全部まとめて、普通のインフルエンザとして対処してワクチンの接種を奨励するのがいいのかどうか。そういうふうな考え方もありますし、これは国としての考え方を早急にまとめてもらわないと、夏を挟んで我々も体制ができないと思います。こうしたことなど、色々と項目が分けてございますが、緊急にアピールをしていただければどうかというのが二つ目であります。

あと便乗してもう一つだけ。もう時間の関係もありますので申し上げますと、環日本海の航路を、今、創設する目途が立ってきております、6月の末に就航を開始して、7月の後半に本格的な、正式の式典をやりたいと運航会社が言ってきております。これは、中国地方全体の経済だとか文化交流に大きく貢献をするものではないかと思っておりますので、山陽山陰を問わずご利用いただければと思いますし、これを行うことによってアジアと結び付いた中国地方の発展ができるんじゃないかと期待を致しております。6月に入りまして、第2週、15日の週に岡山市、広島市でその説明会を、実際の運航会社も含めてやろうという計画もさせていただいております。これから順次、我々として情報を各県の方にお流しをさせていただきますので、是非ご協力をいただきまして、中国地方の発展につなげていただきたいと思います。以上です。

〔二井知事〕 ありがとうございます。それでは、緊急アピールの方からお願いをしたいと思います。まず「北朝鮮による核実験等について」、ご意見がありましたらお願いします。

山口県は独自で抗議文を出しました。また改めて、当然、出して良いということです。賛成です。

賛成です。

〔二井知事〕 良いですか。ありがとうございます。それから新型インフルエンザ対策についてご意見があればお願い致します。

〔有岡副知事〕 インフルエンザ対策のアピールを、本当に限られた時間でまとめていただいてありがとうございます。これはこれでよろしゅうございますけれども、現在進行形という事態でありますので、きちんとした検証をした上で、新たにアピールの中身も見直していくということは是非ともやっていかなければならないと思います。

特に5のところ、これは水を差すつもりではないのですけれども、ここで国民保護法に準じたと書いてありますけれども、アプローチの仕方は色々あると思います。災害対策基本法型とか。

ですから、これは今後よく検討する必要があるということと、今回、個別法で対応した部分がいった

いあるのです。結構、そこで齟齬があったりするので、感染症に関しては一つにまとめるといったことも必要だと思いますし、情報の集め方とか共有。どういうふうにつきか、どういうふうで発信するかという点について、少し制度上の混乱があったというふうに見受けられますので、こういったことも盛り込んでいけばいいのかなと考えております。これについては賛成でございます。

〔二井知事〕 これそのものは良いですか。

〔有岡副知事〕 はい。

〔二井知事〕 他にございませんか。

〔石井知事〕 この文章で読めると言えば読めるんですけど、3の財政的支援の中で、いろいろ皆さん方も既にかなり財政支出をされていると思うんですけども、例えば発熱相談センターの設置、運営とか、あるいは今度は発熱外来に必要な様々な費用。例えば、屋外に設置する場合のテント等、こういったものも私どもは単県でこの間やったんですけども、こういったものとか、更にはこれからのいわゆる強毒性ということも考えた時には、陰圧室を備えた入院対応医療機関の整備。これはかなり金がかかると思うんですが、こういったものをしっかりと危機管理に備えて構築をしていくという必要性もあらうと思います。

そういった面で、新型インフルエンザ対策、最後のクローズがありますから、読めることは読めるんですけど、これから多々財政支出を伴うものも出てきて、しっかり対応していかなくちゃいけないので、これはしっかりとこれからも国の方に対して、国家的な大きな危機管理でございますから、責任をしっかりと果たしていただくように強く要請をしていかなければならないというふうに思います。

〔二井知事〕 ありがとうございます。それでは緊急アピールの案文については、これで皆様方のご了解を頂いたものとして進めさせていただきます。ありがとうございます。

それから、北東アジアゲートウェイ構想の推進につきましては、可能な限り中国5県、お互いに連携・協力しながら対応していただければというふうに思います。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

他に何かございませんか。無いようでしたら、予定の時間を少しオーバーしましたが、これを持ちまして本日の会議を終わらせていただきます。議事進行につきまして、ご協力いただきましてありがとうございます。